

委託業務実施規程

本規程は、glafit株式会社（以下「甲」という）と株式会社Warranty technology（以下「乙」という）との間で締結された業務委託基本契約に係る委託業務（以下「延長保証サービス」という）の実施内容や実施方法を確認するものである。なお、延長保証サービスの対象となる顧客を「対象顧客」といい、対象顧客が購入した製品として乙の保証管理データベースに登録されている製品を「対象製品」という。

第1条（延長保証サービスの内容）

延長保証サービスは、延長保証サービス期間中において、対象製品に自然故障が発生した場合に、対象製品のメーカー保証書に記載されている内容および本規程の各条項に基づいて、修理上限金額の範囲内において、実施される無料修理サービスである。なお、修理上限金額は15万円（税込）とする。

第2条（延長保証サービスの期間）

延長保証サービスは、指定製品の新規車両登録年月日を保証開始日（対象製品のメーカー保証期間が付与されている部位に関しては、メーカー保証期間終了日の翌日）から開始し、保証開始日を起算日とした3年後の応当日の前日に終了する（以下、この期間を「延長保証サービス期間」という）。なお、メーカー保証期間内に初期不良等の原因により甲より交換品が提供された場合でも、延長保証サービス期間は変更されないものとする。

第3条（修理サービスの依頼）

1. 乙は、対象顧客から、延長保証サービス期間中に延長保証サポートセンター（延長保証対象顧客証発行時に案内）に、対象製品の自然故障が発生した旨の連絡を受けた場合、延長保証サービスを実施する。なお、メーカー保証期間中にメーカー保証対象部位に自然故障が発生した場合は、甲が修理・交換等の対応を行うものとする。
2. 対象製品の故障が、延長保証サービスの適用対象外の原因によるものである場合、修理費用は対象顧客の負担とする。また、修理依頼後、故障原因調査の際に、故障事象が再現しなかった、または、延長保証サービス適用対象外の原因による故障であることが判明した等の事由により、対象顧客が修理をキャンセルする場合、故障原因調査に要した費用は対象顧客の負担とする。

第4条（代替品の提供等）

1. 延長保証サービスによる1回の修理費用が修理上限金額を超過する場合または修理不可能な場合（甲からの部品の供給を受けられない場合等をいう）は、対象製品と同一機種を代替品として提供することで修理に代えるものとする。なお、同一機種を修理上限金額の範囲内で提供できない場合や生産終了等の理由により同一機種を入手することが困難な場合には、修理上限金額の範囲内で甲および乙で指定する同等品を代替品として提供することで修理に代えるものとする。
2. 前項に基づき代替品が提供された場合、延長保証サービスは終了するものとする。

第5条（延長保証サービスの適用対象外となる事由）

次に該当する場合は、延長保証サービス期間中であっても延長保証サービスの対象とならないものとする。

- (1) 第3条以外の手続きによる修理依頼の場合
- (2) 修理依頼製品が保証管理データベースに登録されていない場合
- (3) 部品交換を伴わない調整および保守等の作業（清掃、リカバリー、設定等）の範囲に該当する場合
- (4) 保証対象に含まれない部位・部品の交換またはバッテリー、油脂類その他メーカーの定める消耗品の交換である場合
- (5) 対象製品に付加されたシール・シート・塗装等の復旧作業の範囲に該当する場合
- (6) 対象製品の機能および使用の際に影響のない損害（外装等の傷や罅・塗装剥げ等）である場合
- (7) 通常使用に支障のない部分で経年劣化（外装等の退色・変色・錆等、その他類似の事由）の範囲に該当する場合
- (8) 直接的、間接的に関わらず、次の事由によって対象製品に故障、損傷、動作不良、錆・カビ・腐食等が生じた場合

- ①使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、維持・管理（甲が定める定期的清掃等含旨の）の不備、増設または改造行為等を起因とするもの
- ②対象製品の増設機器、増設部品等との相性によるもの
- ③付属部品、周辺機器、アクセサリ等、対象製品本体以外の部品・機器の故障または損傷等を起因とするものや、これらのとの相性によるもの
- ④業務的な使用（レンタルやシェアリング等）、第三者への貸与、メーカーが想定していない過酷な条件下での使用
- ⑤動物・植物等の外部要因（虫・鳥・ねずみ食い、虫・鳥・ねずみの浸入等）による変質・変色その他類似の事由
- ⑥落下・振動・衝撃・外圧、水濡れ・液体混入、電池漏洩等を起因とするもの
- ⑦火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
- ⑧地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・異常気象その他天災に起因するもの、ガス害・塩害・公害・煤煙・ほこり、水質・水圧・電圧等の異常
- ⑨核燃料物質（使用済燃料を含むものとし、以下同様とする）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）
- ⑪国または公共団体等による公権力の行使に起因するもの
- ⑫対象顧客（法定代理人および同一世帯の親族等を含む）の故意・過失もしくは法令違反に起因するもの

(9) 盗難、置き忘れ、紛失、詐欺、横領その他対象製品の存在が確認できない場合

(10) 甲がリコール製品に指定した対象製品について、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合

(11) 持込修理の場合において、対象顧客による修理依頼製品発送時の梱包が不十分なため輸送中に対象製品が破損したと考えられる場合

(12) 修理の依頼が、延長保証サービス期間の終了後になされた場合

(13) 日本国外から対象製品を発送して修理の依頼がなされた場合

(14) 延長保証サービス以外の保証（対象製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）または保険等により補償される場合

(15) 対象顧客が延長保証サービスを提供することに對し著しい損害を与えたと判断される場合

第6条（間接損害等）

1. 対象製品の故障、損傷、動作不良等を起因として生じた次に該当する損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。

(1) 他財物（データ・ソフトウェア等を含む）に生じた故障、もしくは損傷等の損害

(2) 対象製品その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害

(3) 身体に生じた傷害（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含む）

2. 個々の延長保証サービスに関連して乙が負担する損害賠償額の限度額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、修理上限金額を上限とする。

以上